



# 鳥取県公報

平成16年12月28日(火)

号外第194号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例(78)(都市計画課).....	2
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(79)(＃).....	8
	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例(80) (教育委員会事務局高等学校課).....	12
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(81)(審査指導室).....	13

### ——— 公布された条例のあらまし ———

#### 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

- 1 広告物等の表示の方法等の基準を定めることとした。(新第7条の3関係)
- 2 略式代執行又は簡易除却により除却された広告物等に係る保管、返却及び売却の手続について、所要の規定の整備を行うこととした。(第9条の4～第9条の8関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等  
(1) この条例は、公布の日から施行することとした。  
(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の改正を行うこととした。

#### 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立布勢総合運動公園の公園施設の名称について、第1補助競技場を球技場に、第2補助競技場を補助競技場にそれぞれ改めることとした。(第3条の2、別表第1、別表第4関係)
- 2 監督処分により公園管理者自らが除却した工作物等に係る保管、返還及び売却の手続に関する規定を整備することとした。(第9条の2～第9条の5関係)
- 3 鳥取県立布勢総合運動公園鳥取県民体育館のトレーニングルームの施設使用料について、回数券及び1月利用券により利用する方法を新設し、その施設使用料を次のとおりとすることとした。(別表第4関係)  
(1) 回数券により利用する場合 回数券11枚につき2,900円  
(2) 1月利用券により利用する場合 1人につき1,920円
- 4 鳥取県立布勢総合運動公園陸上競技場及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園あやめ池スポーツセンターのトレーニングルームの施設使用料について、回数券及び1月利用券により利用する方法を新設し、その施設使用料を次のとおりとすることとした。(別表第4関係)  
(1) 回数券により利用する場合 回数券11枚につき1,100円  
(2) 1月利用券により利用する場合 1人につき720円
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1、3及び4については、平成17年4月1日から施行することとした。

## 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

- 1 新たに鳥取県立米子白鳳高等学校を西伯郡淀江町に設置することとした。(第2条関係)
- 2 米子市と西伯郡淀江町の合併に伴い、鳥取県立米子白鳳高等学校の位置の表示を改めることとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、2は、同年3月31日から施行することとした。

## 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
  - (1) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可 1件につき29,000円
  - (2) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新 1件につき11,000円
  - (3) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円
  - (4) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円
- 2 医薬品等の製造及び輸入に係る変更等の許可並びに医薬品等の輸入販売業の許可の事務に係る手数料の規定を削ることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし(2)及び(3)については、同年1月1日から施行することとした。
  - (2) この条例の施行の前日に1の(1)の許可に関する準備として行う手続については、1件につき29,000円の手数料を徴収することとした。
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。

---

## 条 例

---

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第78号**

## 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下本則において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下本則において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下本則において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分

を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制（第2条 - <u>第7条の4</u>）</p> <p>第3章 監督（第8条 - 第10条）</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第7章 雑則（<u>第19条の2</u> - 第21条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>（禁止）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）第7条の規定により指定された景観形成地域のうち知事が指定する地域</p> <p>2 次の各号に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>3 略</p> <p>（制限）</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、良好な景観を形成し、若しくは美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「<u>広告物等</u>」という。）については、前2条の規定は、適</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制（第2条 - 第10条）</p> <p>第2章の2 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 雑則（第20条・第21条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行なうことを目的とする。</p> <p>（禁止）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）鳥取県景観形成条例（平成5年3月鳥取県条例第3号）第7条の規定により指定された景観形成地域のうち知事が指定する地域</p> <p>2 次の各号に掲げる物件に、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>3 略</p> <p>（制限）</p> <p>第3条 次に掲げる地域又は場所において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項に規定するもののほか、第1項の規定による許可に、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>（適用の除外）</p> <p>第3条の2 次に掲げる広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>については、前2条の規定は、適用しない。</p>

用しない。

(1)~(3) 略

2 次に掲げる広告物等については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。

(1)~(5) 略

3 及び 4 略

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。掲出物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 略

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物等に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準及び掲出物件の形状その他設置の方法の基準並びにこれらの維持の方法の基準は、規則で定める。

(除却義務)

第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)~(3) 略

2 次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件については、第2条第1項及び前条の規定は、適用しない。

(1)~(5) 略

3 及び 4 略

(許可の内容の変更)

第4条 第3条第1項又は前条第3項の規定により許可を受けた者は、広告物の表示場所又は形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。広告物を掲出する物件の設置場所又は設置方法を変更しようとするときもまた同様とする。

2 略

(許可証票のちょう付)

第6条 第3条第1項、第3条の2第3項又は第4条第1項の規定により許可を受けた者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件に、知事が交付する許可証票をちょう付しなければならない。ただし、知事が許可の表示をしたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は広告物を掲出する物件を、美観風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(除却義務)

第7条の3 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

### 第3章 監督

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、広告物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告物等を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

(1)及び(2) 略

第9条 知事は、前条の規定により掲出物件の除却を命じようとする場合において、当該掲出物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなく確知することができないときは、30日以上を期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 略

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第9条の4 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) その広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項(第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。)の規定により許可に付した条件(以下この項において「条件」という。)に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの除却を命ずることができる。

2 知事は、広告物又は広告物を掲出する物件が次の各号の一に該当する場合は、当該広告物若しくは広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、これらの改修、移転、除却その他の必要な措置を命ずることができる。

(1)及び(2) 略

第9条 知事は、前条の規定により広告物を掲出する物件の除却を命じようとする場合において、当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれを管理する者を過失がなく確知することができないときは、30日以上を期間を定めて、これを除却すべき旨及びその期間に除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(立入検査等)

第9条の3 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは広告物を掲出する物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。

2 略

を返還するため必要と認められる事項(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の5 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、5日)を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等について、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を告示すること。

2. 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(広告物等の価額の評価方法)

第9条の6 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第9条の7 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第9条の8 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(経過措置)

第10条 一の地域若しくは場所又は物件が第2条に規定する地域若しくは場所又は物件(以下「禁止地域等」という。)となった際、現に適法に表示され、又は設

(経過措置)

第10条 一の地域若しくは場所又は物件が第2条に規定する地域若しくは場所又は物件(以下「禁止地域等」という。)となった際、現に適法に表示され、又は設

置されていた広告物等については、禁止地域等となった日から6月間（第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けていた広告物等については、当該許可期間）は、同条の規定は適用しない。

- 2 一の地域又は場所が第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）となった際、現に表示され、又は設置されていた広告物等については、制限地域等となった日から6月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となった日から6月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

#### 第4章 屋外広告業の届出等

（講習会）

第10条の3 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2～4 略

#### 第5章 屋外広告物審議会

#### 第6章 罰則

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者
- (3) 第7条の4第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4)～(7) 略

#### 第7章 雑則

置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、禁止地域等となった日から6月間（第3条第1項又は第4条第1項の規定により許可を受けていた広告物又は広告物を掲出する物件については、当該許可期間）は、同条の規定は適用しない。

- 2 一の地域又は場所が第3条第1項に規定する地域又は場所（以下「制限地域等」という。）となった際、現に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、制限地域等となった日から6月間は、同項の規定は適用しない。その期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その申請について制限地域等となった日から6月経過後に許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

#### 第2章の2 屋外広告業の届出等

（講習会）

第10条の3 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2～4 略

#### 第3章 屋外広告物審議会

#### 第4章 罰則

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置した者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は広告物を掲出する物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者
- (3) 第7条の3第1項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかった者
- (4)～(7) 略

#### 第5章 雑則

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この項において「追加別表細目」

という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加別表細目を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1~33 略		1~33 略	
34 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却及び第8条第1項から第4項までの規定による除却した広告物等の保管、売却又は廃棄(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。35の項(4)及び(5)において同じ。)	各市町村	34 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項から第4項までの規定による広告物等の除却(平成10年4月1日前に鳥取県屋外広告物条例に違反していた広告物等に係るものを除く。35の項(4)及び(5)において同じ。)	各市町村
35 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第7条の4第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理 (4)~(7) 略 (8) 第9条の5の規定による公示及び保管物件一覧簿の閲覧 (9) 第9条の6の規定による広告物等の価額の評価 (10) 第9条の7の規定による保管した広告物等を売却する場合の手続	各市町村	35 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第7条の3第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理 (4)~(7) 略	各市町村
35の2~48 略		35の2~48 略	

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第79号**

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設等の利用の許可）</p> <p>第3条の2 別表第1に定める公園施設を利用しようとする者（鳥取県立布勢総合運動公園の球技場、補助競技場若しくは多目的広場又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者を除く。）又は運動用器具その他知事が別に定める設備を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（工作物等を保管した場合の公示事項）</p> <p>第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類並びに形状及び数量</p> <p>（2）保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時</p> <p>（3）当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項</p> <p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第9条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>（1）前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>（2）前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。</p> <p>2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。</p>	<p>（公園施設等の利用の許可）</p> <p>第3条の2 別表第1に定める公園施設を利用しようとする者（鳥取県立布勢総合運動公園の第1補助競技場、第2補助競技場若しくは多目的広場又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場を一般利用の方法で利用しようとする者を除く。）又は運動用器具その他知事が別に定める設備を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第9条の2から第10条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

別表第1(第3条の2関係)

名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総合運動公園	陸上競技場 野球場 球技場 補助競技場 テニス場 鳥取県民体育館 多目的広場
略	

別表第4(第8条関係)

1 施設使用料

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

区 分		単 位	金 額
陸上競技場	略		
	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人 1人1回につき	110円
トレーニングルーム	回数券により利用する場合	学生又は一般人 回数券11枚につき	1,100円

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第6条から第8条まで及び第10条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

別表第1(第3条の2関係)

名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総合運動公園	陸上競技場 野球場 第1補助競技場 第2補助競技場 テニス場 鳥取県民体育館 多目的広場
略	

別表第4(第8条関係)

1 施設使用料

(1) 鳥取県立布勢総合運動公園

区 分		単 位	金 額
陸上競技場	略		
	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人 1人1回につき	110円
トレーニングルーム	回数券により利用する場合	学生又は一般人 回数券11枚につき	1,100円

		1月利 用券に より利 用する 場合	学生又 は一般 人	1人に つき	720円	
		専用利用		1時間 につき	600円	
略						
略						
球技場	略					
補助競 技場	略					
略						
鳥取県 民体育 館	略					
	トレ ーニ ング ルー ム	一般 利用	回数券 又は1 月利用 券によ らない で利用 する場 合	学生又 は一般 人	1人1 回につ き	290円
			回数券 により 利用す る場合	学生又 は一般 人	回数券 11枚に つき	2,900円
		専用利用	1月利 用券に より利 用する 場合	学生又 は一般 人	1人に つき	1,920円
			専用利用		1時間 につき	1,700円
略						
略						

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	金 額
略		
	回数券 又は1 月利用 券によ 学生又 1人1	

		専用利用		1時間 につき	600円	
略						
略						
第1補 助競技 場	略					
第2補 助競技 場	略					
略						
鳥取県 民体育 館	略					
	トレ ーニ ング ルー ム	一般 利用	学生又 は一般 人	1人1 回につ き	290円	
			専用利用		1時間 につき	1,700円
		略				
		略				

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分	単 位	金 額
略		

あやめ池スポーツセンター	トレーニングルーム	一般利用	らないで利用する場合	は一般人	回につき	110円
			回数券により利用する場合	学生又は一般人	回数券11枚につき	1,100円
			1月利用券により利用する場合	学生又は一般人	1人につき	720円
		専用利用			1時間につき	600円
略						
略						

備考

- 1 略
- 2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくは屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 略

2 略

あやめ池スポーツセンター	トレーニングルーム	一般利用	学生又は一般人	1人1回につき	110円	
			専用利用		1時間につき	600円
			略			
		略				

備考

- 1 略
- 2 鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、**第1補助**競技場若しくはテニスコートのテニスコート若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくは屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2並びに別表第1及び別表第4の改正については、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第80号**

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子工業高等学校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子白鳳高等学校</td> <td style="text-align: center;">西伯郡淀江町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立米子工業高等学校	米子市	鳥取県立米子白鳳高等学校	西伯郡淀江町	略		<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子工業高等学校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立米子工業高等学校	米子市	略	
名 称	位 置																		
略																			
鳥取県立米子工業高等学校	米子市																		
鳥取県立米子白鳳高等学校	西伯郡淀江町																		
略																			
名 称	位 置																		
略																			
鳥取県立米子工業高等学校	米子市																		
略																			

第2条 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子白鳳高等学校</td> <td style="text-align: center;">米子市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立米子白鳳高等学校	米子市	略		<p>（鳥取県立高等学校の設置）</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立米子白鳳高等学校</td> <td style="text-align: center;">西伯郡淀江町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立米子白鳳高等学校	西伯郡淀江町	略	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立米子白鳳高等学校	米子市																
略																	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立米子白鳳高等学校	西伯郡淀江町																
略																	

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年3月31日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第81号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(手数料の徴収)                  第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。                  (1)~(55) 略  <u>(55の2) 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可 1件につき29,000円</u>  <u>(55の3) 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新 1件につき11,000円</u>                  (56)~(59) 略</p>	<p>(手数料の徴収)                  第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。                  (1)~(55) 略                  (56)~(59) 略                  (60) <u>薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第18条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)</u>に基づく製造品目若しくは区分又は輸入品目の変更又は追加の許可  <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれの同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1</b> 医薬品に係る品目の変更又は追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの((2)に掲げるものを除く。)</td> <td>1件につき 16,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 薬局製造業に係るもの</td> <td>1件につき 90円</td> </tr> <tr> <td>(3) その他のもの</td> <td>1件につき 33,400円</td> </tr> <tr> <td><b>2</b> 医薬品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬品のみに係る区分であるもの</td> <td>1件につき 47,600円</td> </tr> <tr> <td>(2) その他のもの</td> <td>1件につき 83,100円</td> </tr> <tr> <td><b>3</b> 医薬部外品に係る品目の変更又は追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの</td> <td>1件につき 15,900円</td> </tr> <tr> <td>(2) その他のもの</td> <td>1件につき 33,000円</td> </tr> <tr> <td><b>4</b> 医薬部外品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	<b>1</b> 医薬品に係る品目の変更又は追加		(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 16,300円	(2) 薬局製造業に係るもの	1件につき 90円	(3) その他のもの	1件につき 33,400円	<b>2</b> 医薬品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加		(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬品のみに係る区分であるもの	1件につき 47,600円	(2) その他のもの	1件につき 83,100円	<b>3</b> 医薬部外品に係る品目の変更又は追加		(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの	1件につき 15,900円	(2) その他のもの	1件につき 33,000円	<b>4</b> 医薬部外品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又	
区 分	金 額																								
<b>1</b> 医薬品に係る品目の変更又は追加																									
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 16,300円																								
(2) 薬局製造業に係るもの	1件につき 90円																								
(3) その他のもの	1件につき 33,400円																								
<b>2</b> 医薬品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加																									
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬品のみに係る区分であるもの	1件につき 47,600円																								
(2) その他のもの	1件につき 83,100円																								
<b>3</b> 医薬部外品に係る品目の変更又は追加																									
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医薬品のみであるもの	1件につき 15,900円																								
(2) その他のもの	1件につき 33,000円																								
<b>4</b> 医薬部外品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又																									

は追加	
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医薬品外品のみに係る区分であるもの	1件につき 30,100円
(2) その他のもの	1件につき 65,600円
5 化粧品に係る品目の変更又は追加	1件につき 15,900円
6 化粧品に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	1件につき 30,100円
7 医療用具に係る品目の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる品目が特別審査対象外医療用具のみであるもの	1件につき 16,300円
(2) その他のもの	1件につき 33,400円
8 医療用具に係る薬事法施行令第1条の3第1項の区分の変更又は追加	
(1) 新たに加えられる区分が特別審査対象外医療用具のみに係る区分であるもの	1件につき 47,600円
(2) その他のもの	1件につき 83,100円
9 医療用具に係る薬事法施行令第1条の3の2第1項の区分の変更又は追加	1件につき 17,500円

(61) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第22条第1項の規定に基づく医薬品等の輸入販売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを輸入するもの	1件につき 69,400円
(2) その他のもの	1件につき 114,000円
2 医薬部外品の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを輸入するもの	1件につき 34,800円
(2) その他のもの	1件につき 79,400円
3 化粧品の輸入販売業	1件につき 34,800円
4 医療用具の輸入販売業	
(1) 特別審査対象外医療用具の	1件につき

みを輸入するもの	69,400円
(2) その他のもの	1件につき 114,000円

(62) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第22条第3項の規定に基づく医薬品等の輸入販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
<b>1 医薬品の輸入販売業</b>	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを輸入するもの	1件につき 47,600円
(2) その他のもの	1件につき 83,100円
<b>2 医薬部外品の輸入販売業</b>	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを輸入するもの	1件につき 22,200円
(2) その他のもの	1件につき 57,700円
<b>3 化粧品の輸入販売業</b>	1件につき 22,200円
<b>4 医療用具の輸入販売業</b>	
(1) 特別審査対象外医療用具のみを輸入するもの	1件につき 47,600円
(2) その他のもの	1件につき 83,100円

(60)から(62)まで 削除

(63) 薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(64) 薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(65) 薬事法施行令第3条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第4条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(66の2)-(323) 略

2 略

(63) 薬事法施行令第1条の4の3第1項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(64) 薬事法施行令第1条の4の4第1項(同令第1条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(65) 薬事法施行令第3条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第4条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付 1件につき2,900円

(66の2)-(323) 略

2 略

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、同年1月1日から施行する。

## (高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の準備手続に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定により同法第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定に基づく許可に関する準備として行う当該許可に係る手続については、1件につき29,000円の手数料を徴収する。

3 改正後の鳥取県手数料徴収条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第2項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の許可については、改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第55号の2の手数料は、徴収しない。

